

平成31年度名古屋市教育委員会第1号議案

名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

名古屋市学校事務センターは、平成29年4月1日から北区総合庁舎で業務を行っていましたが、平成31年7月29日に改築移転する名古屋市教育館に移転するものです。

改正前（北区総合庁舎）	改正後（新教育館）
名古屋市北区清水四丁目17番1号	名古屋市東区泉一丁目1番4号

2 施行期日

平成31年7月29日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4 月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則

名古屋市学校事務センター規則（平成29年名古屋市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「名古屋市北区清水四丁目17番 1 号」を「名古屋市東区泉一丁目 1 番 4 号」に改める。

附 則

この規則は、平成31年 7 月29日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市学校事務センター規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（設置） 第1条 名古屋市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「市立学校」という。）の教職員（校長（園長を含む。）、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手、学校事務職員、学校栄養職員、業務士（市立学校に勤務する者に限る。）及び調理員をいう。以下同じ。）の給料（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第4条に規定するものをいう。以下同じ。）その他の給付に関する事務及び学校事務に係る支援に必要な事務を行うことにより、学校事務の円滑かつ適正な運営を図るため、次のように学校事務センターを設置する。 名称 名古屋市学校事務センター 位置 名古屋市<u>東区</u>泉一丁目1番4号	（設置） 第1条 名古屋市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「市立学校」という。）の教職員（校長（園長を含む。）、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手、学校事務職員、学校栄養職員、業務士（市立学校に勤務する者に限る。）及び調理員をいう。以下同じ。）の給料（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第4条に規定するものをいう。以下同じ。）その他の給付に関する事務及び学校事務に係る支援に必要な事務を行うことにより、学校事務の円滑かつ適正な運営を図るため、次のように学校事務センターを設置する。 名称 名古屋市学校事務センター 位置 名古屋市<u>北区</u>清水四丁目17番1号

